

# 個人情報保護管理規程

社会福祉法人八起社

# 個人情報保護管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、社会福祉法人八起社（以下「法人という。」）内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、当法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する当法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で使用する用語は以下のとおりとする。

- (1) 個人情報とは、個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。
- (2) 本人とは、当法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。
- (3) 役職員とは、当法人の役員、評議員、職員、準職員、アルバイト、派遣労働者をいう。

### (対象となる情報)

第3条 この規程の対象となる情報は、当法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

### (適用範囲)

第4条 この規程は、当法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等当法人に所属しないスタッフに対しても、この規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

## 第2章 個人情報管理体制

### (個人情報管理責任者)

第5条 当法人に、次の個人情報管理責任者を置く。

- (1) 本部及び誠和荘に、誠和荘個人情報管理責任者を置き、誠和荘総括荘長の職にある者をあてる。
- (2) 東和荘に、東和荘個人情報管理責任者を置き、東和荘総括荘長の職にある者をあてる。
- (3) 寿荘に、寿荘個人情報管理責任者を置き、寿荘長の職にあるものをあてる。

2 個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会を主宰し、当法人における個人情報管理に関する取り組みの推進に関する責任を負う。

(個人情報管理委員会)

第6条 当法人における個人情報管理に関する意思決定機関として、次の個人情報管理委員会を設置する。

- (1) 本部及び誠和荘に、誠和荘個人情報管理委員会を設置し、委員長に誠和荘個人情報管理責任者の職にある者をあて、荘長、総務部長、福祉部長、生活指導員、生活相談員、主任その他委員長の指名する者で構成する。
- (2) 東和荘に、東和荘個人情報管理委員会を設置し、委員長に東和荘個人情報管理責任者の職にある者をあて、荘長、総務部長、福祉部長、総務副部長、生活指導員、生活相談員、主任その他委員長の指名する者で構成する。
- (3) 寿荘に、寿荘個人情報管理委員会を設置し、委員長に寿荘個人情報管理責任者の職にある者をあて、事務長、副部長、生活相談員、主任その他委員長の指名する者で構成する。

2 個人情報管理委員会は、個人情報管理に関する当法人の取り組み計画の立案、指示、セキュリティ対策の実践等必要な取り組みを行う。

(個人情報管理者)

第7条 総務部長及び福祉部長を所属部門における個人情報管理者とする。

なお、寿荘にあつては、事務長を個人情報管理者とする。

2 個人情報管理者は、個人情報管理委員会の定めた取り組み計画に従って、所属部門における個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負う。

### 第3章 個人情報管理に係る安全措置

(個人情報保護に対する基本方針)

第8条 個人情報管理委員会は、個人情報保護に関する当法人としての基本方針を定め、これを公表する。

(職員の個人情報の取り扱い)

第9条 職員は、採用時に本規程を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。退職時においても、在職中に得た個人情報を漏えいしない旨の誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の収集)

第10条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により公表する。

2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。

3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理委員会の了承を得た上で、変更後の利用目的を公表する。

4 前項の規定にかかわらず、契約書等で本人から個人情報を直接取得する場合は、書面上の明記等の方法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

第11条 当法人で保管する個人情報は、個人情報管理台帳等により一元管理するものとする。

- 2 当法人で保管する個人情報、施錠管理、アクセス権の制限等必要かつ合理的な安全管理対策を行う。
- 3 職員は、所属する部門の個人情報管理者の承認なく、個人情報を外部に持ち出し、あるいは第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を取引先・委託先等外部に開示・提供する場合は、事前に個人情報管理者の承認を得た上で、機密保持契約を締結してこれを行うものとする。

(個人情報の利用)

第12条 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

- 2 データ入力等のため、個人情報の取り扱いを外部業者に委託する場合は、委託先の個人情報取り扱いが適切かどうか確認のうえ、個人情報保護に関する誓約書を提出させ、委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還または廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取り扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直し等を行うものとする。

(個人情報の廃棄)

第13条 保管期限を経過した個人情報または当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

- 2 個人情報の廃棄に当たっては、外部へ漏えいしないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

(第三者提供)

第14条 業務の遂行に当たり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともに予め個人情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

(本人からの照会対応等)

第15条 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等、苦情及び照会の受付窓口を総務部とする。

- 2 受付窓口部門は対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

(研修)

第16条 個人情報管理者は、定期的に所属職員を対象とした個人情報管理に関する研修を行う。また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行うよう指導・監督する。

(監査)

第17条 監事は、当法人内における個人情報管理の適切性について、適宜監査を行う。

- 2 監査を行った場合、監事は監査結果を監査対象部門及び個人情報管理委員会に伝達する。
- 3 監査対象部門は、監査結果に基づき、速やかに改善措置を実施し、結果を監事及び個人情報管理委員会に報告する。

## 第4章 雑 則

(本規程への違反)

第18条 本規程への違反が明らかになった場合、当法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

(改正)

第19条 本規程の改正は、個人情報管理委員会の発議によるものとする。

### 附 則

1 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 個人情報保護に関する基本方針

社会福祉法人八起社（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、福祉・介護サービスに携わる者の重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

## 記

### 1 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- (1) 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- (2) 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- (3) 当法人が委託する事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2 個人情報の安全性確保の措置

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程等を整備し、必要な研修を継続的に行います。
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、紛失またはき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

### 3 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除等への対応

当法人は、本人から自己の個人情報について、開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。

ご希望の方は、個人情報相談窓口（総務部 電話 781-2859）までお問い合わせください。

### 4 苦情の処理

当法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

社会福祉法人八起社  
理 事 長  
誠和荘総括荘長

# 個人情報利用目的

誠和荘では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

## 利用者への福祉・介護サービスの提供に必要な利用目的

### 1 誠和荘内部での利用目的

- (1) 当施設が利用者等に提供する福祉・介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 福祉・介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち
  - ア 入退所等の管理
  - イ 会計、経理
  - ウ 事故等の報告
  - エ 当該利用者の福祉・介護サービスの向上

### 2 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が利用者等に提供する福祉・介護サービスのうち
  - ア 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - イ その他の業務委託
  - ウ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - エ 家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
  - ア 保険事務の委託（一部委託を含む）
  - イ 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ウ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答

### 3 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等 上記以外の利用目的

#### 1 誠和荘内部での利用に係る利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち
  - ア 福祉・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - イ 当施設等において行われる学生等の実習への協力
  - ウ 当施設において行われる事例研究

#### 2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち
  - ア 外部監査機関等への情報提供

社会福祉法人八起社  
理事長  
誠和荘総括荘長

## 個人情報に関する誓約書

社会福祉法人八起社

理 事 長 様  
誠和荘総括荘長 様

(個人情報保護の誓約)

第1条 私は、誠和荘の職員として、施設内の個人情報保護に関する諸規程を遵守し、次の事項について、在職中はもちろん退職後も第三者に故意または過失により開示、提供または漏えいしたり、自ら使用しないことを誓約します。

- (1) 施設利用者等の個人情報（要介護度、病状、ケアプラン、提供サービス内容等）及びその他の個人情報
- (2) 当法人の人事、職員等の個人情報

(機密事項の帰属)

第2条 前条に掲げる機密事項は、当法人に帰属することを確認し、私に帰属する旨の主張をしないことを誓約します。

(損害賠償)

第3条 前二条に違反し、当法人の機密事項を第三者に開示、提供または漏えいしたり、自ら使用した場合は、私に法的な責任が生ずることを十分に理解し、それによって当法人が被った損害に対しては、相当の賠償をすることを誓約します。

(法令の遵守)

第4条 私は、個人情報保護法を遵守し、当法人の有する利用者等の個人情報について退職後も開示しないことを誓約します。

(関係資料の返却・破棄)

第5条 私は、当法人の退職に当たり、当法人からお預かりした書類、利用者情報、写真、磁気テープ、電子保存媒体などの各種資料一切を当法人に返却または破棄することを誓約します。

平成 年 月 日

住 所 .....

氏 名 .....

印



## 個人情報に関する誓約書

社会福祉法人八起社

理事長 木村 剛 様  
誠和荘総括荘長 仲井 正俊 様

(個人情報保護の誓約)

第1条 当事業者は、個人情報保護法及び関連法令、厚生労働省ガイドライン等の趣旨と貴法人が定める個人情報保護に関する諸規程を遵守します。委託業務中に知り得た次の個人情報等は、契約期間中はもちろん当事業者職員の退職後及び契約期間終了後も第三者に、故意または過失により開示、提供または漏えいしたり、自ら使用しないことを誓約します。

- (1) 施設利用者等の個人情報（要介護度、病状、ケアプラン、提供サービス内容等）及びその他の個人情報
- (2) 貴法人の人事、従業者等の個人情報

(機密事項の帰属)

第2条 前条に掲げる機密事項は、貴法人に帰属することを確認し、当事業者に帰属する旨の主張をしないことを誓約します。

(損害賠償)

第3条 当事業者が、前二条に違反し、貴法人の機密事項を第三者に開示、提供または漏えいしたり、自ら使用した場合、当事業者に法的な責任が生ずることを十分に理解し、それによって貴法人が被った損害に対して相当の賠償をすることを誓約します。

(法令の遵守)

第4条 当事業者は、個人情報保護法を遵守し、当事業者においても個人情報保護方針及び個人情報保護管理規程を策定し、個人情報保護に関する従業者への教育を行います。

(関係資料の返却・破棄)

第5条 当事業者は、貴法人との契約終了にあたり、貴法人からお預かりした書類、利用者情報、写真、磁気テープ、電子保存媒体などの各種資料一切を貴法人に返却または破棄することを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

事業者名

代表者

印

印